

第3回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時	平成28年(2016年)10月6日(木)午後1時30分から午後4時00分まで
開催場所	あいこうか市民ホール 練習室3
出席委員	真山達志会長 西村泰雄副会長 田中美代子委員 小松多喜子委員 上山清美委員 古谷兼一委員 増田福永委員 田村幸代委員 辻本仁士委員 清水達久委員 立岡勇一委員 【11名出席】
事務局	市民環境部 保井部長 藤村次長 人権推進課 地平課長 廣岡参事 藤村課長補佐 松下課長補佐 森地係長
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 2. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 甲賀市人権に関する総合計画について <ol style="list-style-type: none"> ①第4章 人権施策の展開方向 <ol style="list-style-type: none"> 2. 計画の視点(案)について ②第2章 人権に関する現状 <ol style="list-style-type: none"> 3. 人権に関する計画の取組状況 (4) 人権に関する計画の取組状況(案)について ③第3章 今後の人権施策の課題(案)について ④第4章 人権施策の展開方向 <ol style="list-style-type: none"> 4. 具体的な取組 (3) 分野別施策の推進(案)について ⑤第4章 人権施策の展開方向 <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本理念(案)について 3. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 意見聴取について (2) 次回審議会の開催時期について 4. 閉会
会議資料	資料：甲賀市人権に関する総合計画書素案
会議内容	<p>開会</p> <p>甲賀市市民憲章唱和</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 真山達志会長 2. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 甲賀市人権に関する総合計画について <ol style="list-style-type: none"> ①第4章 人権施策の展開方向 <ol style="list-style-type: none"> 2. 計画の視点(案)について <p>会 長：事務局より説明願います。</p>

事務局：計画書素案 55 ページより説明

会 長：最初に趣旨を書き、その後、箇条書きで視点を示すように修正していた
だいた。この点について何かご意見、ご質問はありますか。

委 員：「～人権に対する問題が発生した場合の対応～」は、後ろ向きのニュアンス
である。「～人権に関わる問題解決への取組を～」に変えてはどうか。
問題が起こらなければ放っておくのかということになる。

会 長：「問題が発生した場合の対応」というのは、かなり具体的で分かり易い
がどうですか。

事務局：人権意識の向上、或いは人権問題が起こらない環境づくりというところ
で、起こるまでの取組について記載し、それでも問題が起こった場合の
対応ということで記載している。それも踏まえてご意見をいただきたい。

会 長：以前の議論の中で、意識の高揚が前面に出ており、何かあった時の対応
はどうかということがあったので、意識してまとめていただいた。今のま
までも問題はないと思うし、逆に提案のように変えても、趣旨・内容が大き
く変わるわけではなく、もう少し色々な取組をするという広い意味にな
ると思う。

委 員：人権問題が起こらない環境づくりということを先に謳っていることもよく
分かる。意見のように文章を整理するとどうなるか。

会 長：ご提案は、前半部分は同じで後段を「人権に関わる問題解決への取組」
という表現に変えるということである。考えようによっては、意識の高
揚等も問題解決の取組の中に含まれるというくらい、広い表現になる可
能性はあるかと思う。そうすると、少し前半部分と重なる印象があるか
もしれない。問題が起こらない環境づくりというのが、従来、一般的に
言われていた人権に関わる問題解決の取組かもしれない。

委 員：そうであるなら、「発生した場合の対応」という言葉を「取組」に変えて
はどうか。

会 長：改めて考えると「発生した場合の対応」とするとマニュアルのように感
じる。計画で具体的な内容までを決めるわけではない。

事務局：「対応」を「解決」にしてはどうか。

委 員：「発生」としてしまうと「解決」にしても「対応」にしても、かなり対処
法的に聞こえる。「発生」という部分を、もう少し包括的な表現にしたほ
うがいいのではないか。

会 長：後段の「問題」というのは、どちらかと言うと事象になる。「対応」まで
この計画では書かないので、「問題事象への取組」にしてはどうか。

事務局：例えば「～人権に関わる問題事象への取組を、次の視点で～」とすれば、
合ってくるのではないか。

会 長：短いフレーズで色々な思いを表現しようと思うと、難しいところがある。
暫定的にそのように変更したい。

②第2章 人権に関する現状

3. 人権に関する計画の取組状況

(4) 人権に関する計画の取組状況（案）について

会 長：事務局より説明願います。

事務局：計画書素案 23～28 ページより説明

会 長：前回のご意見、ご指摘については、概ね対応していただいた。ご質問、ご意見をお願いしたい。

会 長：23 ページから（４）「人権に関する計画の取組状況」という節だが、この節は 20 ページから始まる章のタイトルと全く同じになっている。「計画に基づく具体的な取組」などに変えてはどうか。

事務局：（１）～（３）に計画の概要があり、それに基づき人権に関する施策に取り組んでいるので「人権に関する取組状況」でどうか。

会 長：それで良い。

委 員：24 ページの 5 の下の方に「児童」とあるが、他のところでは「子ども」という表現になっている。何か意図があるのか。

事務局：虐待について記載しており、通常は「児童虐待」という言葉が使われているので、「児童」としている。「子ども」であっても間違いではない。

会 長：ご指摘のように「高齢者」「障がいのある人」と並べるなら、「子ども」の方が一般的で自然かもしれない。「児童虐待」と固有名詞的に使う場合は別だが。

事務局：言葉の使い方は全体的にあわせ、事務局で再度整理したい。方向性としては「子ども」ということで調整させていただく。

委 員：6 の「外国人の人権」の真ん中あたり「甲賀市国際交流協会と連携し～」という表現がある。この団体名を出すことは良いのか。

事務局：例えば、国際交流協会の運営に関わる色々な支援等、連携もある。色々な取組をしていただいております、計画に書いていくべきものであると思う。取り組んできた状況であるので、現在進行形の取組の中で書いたものである。

委 員：少し異質になるのではないか。

事務局：行政と団体が、実際に連携していることが根本にあると思う。国際交流協会以外にも、場所によっては社会福祉協議会や人権教育推進団体等、実際に取組をしていただいているところは記載していきたい。

会 長：国際交流協会の件はどうか。これだけ突出しているということだと思う。

事務局：異文化共生・多文化共生の部分については、市が独自で施策を展開するより、国際交流協会を通じて行っている比重が大きい。甲賀市内で国際交流協会と同じような団体があれば、ここだけ出すのはいかがなものかと思うが、市では今のところ国際交流協会と連携を図って進めている状況があるので、あえてここはこのような表現にしている。

委 員：「等」と入れると支障があるのか。

事務局：規模は大きくないが色々な活動をしていて、例えば我々がそれを支援している、或いは協働で取組を行っているという確認ができるのであれば、「等」を入れても差し支えないと思う。確認したい。

会 長：ここは、これまで市として取り組んできた実績なので、実態に合わせた表現にして欲しい。先ほどの「児童」と「子ども」の件と今の件は、確認の結果次第で表現を変更することをお含みおきいただきたい。

委 員：外国人の窓口が行政にはないということか。

事務局：地域コミュニティ推進室が窓口であるが、主体で何でもするのではなく、協会と連携して行うということである。

委員：実際に国際交流協会の活動としては、近年は行政と連携を取りながら事業を進めていくことになってきている。連携もより強くなってきているが、協会としては多文化共生とか外国人の支援は、協会の活動だけではできないという考えがある。色々な人権団体や教育関係、全ての組織の方と一緒に進めていきたいと思いますということである。地域コミュニティ推進室だけでなく、色々な課がそれぞれ関わっている現状である。

事務局：地域で暮らすための課題を達成するために、どう関わりを作っていくのかも大きなテーマであり、取組に繋げていくことだと思う。そういうことで、国際交流協会に色々と担っていただいている。

会長：今いただいたご意見は、今後の取組のところで検討する必要がある問題だと思う。ご意見いただいた部分については、事務局で確認した上で、必要があれば文言を修正することにした。

事務局：これも国際交流協会と連携してだが、中学生交流の取組もしている。例示的に今までの取組の中に入れるなど、事務局で確認したい。

委員：市で取り組んでいるが、バックアップしてくれているのが国際交流協会である。ところがこれを見ていると、ほとんどそういうものについては国際交流協会がやっていると読める。

事務局：そのあたりも入れたほうがいいのかという気がした。

会長：それも含めて表現を工夫していただきたい。

③第3章 今後の人権施策の課題（案）について

会長：事務局より説明願います。

事務局：計画書素案 29～53 ページより説明

会長：何かご質問、ご意見はありますか。

委員：44 ページの同和問題の【主な課題】の中で、これまでの取組の中に、34 ページのことをどの部分で表現しているのか。【主な課題】の2つ目に「心理的差別の解消に取り組む必要がある」と書いてあるが、心理的差別のみならず実態的な部分もある。土地差別に関わる課題を載せていく必要があるのではないか。

事務局：一番上の同和問題についての偏見や差別意識の解消に向けたという中に含まれてくる。

委員：【主な課題】の押さえ方は、ある程度バランスもあるだろうと思う。「就職」「結婚」だけが具体的に出されているので土地差別に関わる表記が何らかの形でここに現れるべきではないか。

事務局：「就職」「結婚」を例示的にあげるのであれば、他の個別の問題についても例示的にあげることも可能かと思う。「就職」「結婚」については、43 ページにある調査結果として出てきているので特出しをしている。

委員：不動産差別の調査もされていると思うので、それとの整合性も含めてどうか。

事務局：現状の取組のところで書いてあるものは取り組んでいるが、それで解決し

ているのかと言うと、まだまだ課題はあると認識している。そういう部分もここに表現して意識付けするとなると、書いてあるのといかないのでは違うと思う。特出しするのか、具体例としてあげるのか、事務局で検討したい。

委員：もう1つ、「心理的差別」という文言が入っている。実態的な部分もあるということも表記しておかないといけないのではないか。それも一緒に検討して欲しい。

委員：不動産差別に対しては、外国人に関しても同様に取り組んでいるので、不動産差別の問題を出すとするばどこに出すのか。

事務局：これは分野別でそれぞれの課題を整理している。同和問題における不動産差別もあれば、外国人だからアパートを貸してもらえないという差別もある。それが、外国人が地域で住んでいく上で大きな支障になっているのであれば、外国人の問題として課題にあげていけばと思う。例えば47ページの【主な課題】の、「安心して生活ができる」という表現に含まれる部分かと思う。

委員：市では不動産差別の実態について公的な調査はしているのか。

事務局：不動産に関する調査をしており、その時は外国人に関わる部分も調査している。46ページのアンケートの「外国人市民が生活で困っていること、不安なこと」の中では、1番は仕事のこと、それから日本語がよく分からない、或いは子どもの教育のこと、その次に住宅のことが33%である。ただ、これは甲賀市民として一旦、住宅が見つかった方々に対するアンケートかもしれない。住まいを探す時に困っているのか、アパートで共同生活をしている中で生活環境や文化の違いで困っているのかというところが、この中にあるのかもしれない。不動産差別による入居困難なのかどうかは分からない。

委員：以前は住宅へ入居困難、拒否される、もしくは外国人が多く入居してしまうと、後に誰も入らないという問題が多かったが、今は定住化が進み戸建て住宅に住んでいるが住民のコミュニティの中に入りたいけど、なかなか入れないという様相も見えてきている。外国人の方はより積極的に、住民になりたいという思考を強く感じる。問題が少し変わってきている。

事務局：家族を母国に残して出稼ぎに来て送金するというスタイルから、日本で暮らす時代になっていると思う。悩み事も変化しているかもしれない。外国人の不動産の問題、住宅の問題について、今は具体的な言葉が例示にも入っていないので、これも事務局で検討したい。

会長：【主な課題】で課題としてあげたことを受けて、施策や事業をどう展開していくのかというふうに具体化していく時に、優先順位等を考えないといけない。この【主な課題】にあまり具体的なものをあげ始めると、逆にそれ以外はしないというようになってしまう。具体例や対象を絞り込む表現は、書き方を工夫しないとイケない。あまり抽象的だと、結局何もしないということにもなりかねないので、非常に難しいところである。

事務局：今ご議論いただいたことをベースに、課題であげたことが具体的な施策に反映できていないところがあれば、意見をいただきたい。

委員：同和問題が異質だと感じるのは、他の問題は全て当事者に対する施策が書かれている。ところが同和問題については、差別する側の意識変革だけが主な課題となっている。確かに、当事者支援が書きにくくなっているが、就労や高校進学、結婚も含めて、成人になる過程の支援という意味では、課題があると私は認識している。書き方は難しいと思うが、他のところは当事者への支援や対策が書かれてある。

事務局：特別施策から一般施策へ変わってきている中で、全ての視点からできるのかと言うと、決してそうではない。市が考えていくべき施策としては、個別の地域限定の施策ということではなく、子ども、女性、就労、外国人の方も日本人の方も皆含めて、すべからくやっていくという方向性になっている。地域総合センターでは地域の自主自立に向けて交流を深めるような事業をしている。ある地域の課題を集中して解決するために、地域総合センターを置いて取り組むというスタンスとは違うと理解している。問題はないのかと言うとあるのは確かだが、計画に書くのは難しいと思っている。本文の枠囲いの【主な課題】の部分と、本文との関係性だと思っている。

会長：今回修正の中で、【主な課題】の枠組みに入っているものは、従来と比較して「問題」ではなく「課題」という表現にするために、「～することが必要である」という表現に統一していただいた。そうすることによって、市としてこういうことにしっかり取り組んでいくという意思表示が明確になるというメリットがある反面、これは入っているのか入っていないのかというところが気になってくる面がある。そういう意味では、本文の中で問題意識として取り上げたところについては、優先順位その他はあるにしても、それなりに課題の中に意識しているという前提と考えると良いと思う。【主な課題】の中では、あまり具体的に事例は取り上げずに、ただアンケート等で特に深刻な問題として把握されているようなものについては、具体的に示すというぐらいのところで表現を統一するというごことで、ご理解いただければと思う。いただいたご意見を参考に、なお修正できる部分は修正していただきたい。

④第4章 人権施策の展開方向

4. 具体的な取組

(3) 分野別施策の推進（案）について

会長：事務局より説明願います。

事務局：計画書素案 63～66 ページより説明

会長：何かご意見はありますか。

委員：具体的な取組の(1)が「教育啓発の推進」、(2)に「相談と支援体制」、(3)に「分野別施策の推進」となっているが順番は良いか。また、「各主体の連携と協働」では、(1)が「市民・地域・地域活動団体」、(2)が「企業・事業所」、(3)が「行政」になっているが、この順番も良いか。確かに市民団体を全面に出すというスタイルはいいが、主体性はどこにあるのか。「企業・事業所」の中に市役所は入っていないのか。「分野別施策

の推進」についても、どこが担当していくのか。例えば、女性の人権はどこで担っていくのか。相談窓口にはいっぱい書いてあるが、この施策を担っていくのはどこなのかが明記されていない。それと、ポジティブアクションの比率なり、パーセンテージを明記する必要があるのではないか。どういう形でしていくのかをもう少し具体的にしないと難しいのではないかと。総合計画というのであれば、そこまで持つていく必要があると感じている。

委員：別の角度からだが、アンケートの結果、流れを見ていて、「関心のある人権課題」の中に、最近でいうとインターネットによる人権侵害があがっている。今後一層啓発すべき人権課題の中に、北朝鮮当局により拉致された被害者の人権という項目がある。甲賀市においては、北朝鮮当局による拉致はあまり関係ないが、教育の中で現実に拉致被害者は非常に人権を侵害されているということも入れていただきたい。

会長：この項で何をどこまでどう書くのかということである。具体的にどんな取組をしていくのかをここで述べていくが、取り組むことを全部ここに書くわけではないし、内容の詳細まで書くわけではない。それを前提に、今ご指摘いただいたことをどう受け止めて、どう反映していくのか。

事務局：この人権の総合計画の立ち位置に影響してくると思う。分野別施策の推進に関係する部分としては、例えば子どもの人権では、健康福祉部の子ども応援課が、子ども子育て応援団支援事業計画を担っている。各分野別の計画の施策内に、この総合計画の内容をしっかりと入れて欲しいということに繋がっていくと思う。今ご検討いただきたいのは、こういう項目の中でどこに力を入れていくべきかというご意見です。その中で関連する計画として、各分野別計画を位置付けて入れ込んでいくという性格にすることにより、具体的な取組の実現性に繋がりたい。庁内では関係する課長で幹事会を組織している。さらに各部長で組織している本部会があるので各部・課が所管する計画との関連付けをしっかりと押さえられると考えている。

次に順番についてのご意見だが、人権について人権推進課が色々な制度や法令に基づいた施策展開をしている。それをまず据えて、次に相談支援体制を色々な課が人権の相談支援という広い窓口の中で行なっているので、(2)で押さえている。(3)については、庁内各課にまたがるものなので、この位置付けで、並べさせていただいたところである。

また、順番については、計画を策定していく中で市民の皆さんとの協働を主体的に考えている。行政が一番にくるのではなく、市民の皆さんを一番に据え、その次に企業・事業所という順番で並べたものである。市役所は事業所に入るのではないかとのご意見だが、行政と市役所の違いかと思う。当然、市役所の中でも、女性の活躍に基づく色々な推進計画は一事業所としてある。事業所としての取組、また行政としての取組を、そういった違いの中で示していくものだと考えている。

次に目標指標だが、総合計画の性格上、定量的な目標を据えるべきかどうかは議論いただくところかと思う。ただし、個々の分野別計画では目標

指標をしっかりと据えている。それらの計画との整合性を見た時の指標は、何を置くのか。そもそもそういう性格の計画だから、定量的な指標は置かない方がいいのか、そういったことも議論いただきたい。

委員からご意見をいただいた子ども達への学びだが、今年見直しを進めている基底プランがあり、学校や幼稚園での先生方の人権教育の指導の指針になるものを作っている。その中でどういう人権課題を子ども達に勉強してもらおうのかをまとめている。

委員：教育啓発があまりにも全面に出すぎており、環境づくりは教育啓発でできるものではなく条件整備は施策でないといけない。分野別施策がもう少し全面に出るべきだろうと考える。市民を全面に出したいのはよく分かるが、バランス的にどうかと感じた。

会長：(3)の「分野別施策の推進」の前が(1)「人権教育・啓発の推進」、次に(2)「相談と支援体制」がある。そして(3)の中の①②…の中それぞれに(施策)、(教育・啓発)、(相談・支援)と並んでいる。この章や項の立て方と、(3)の①の中にある括弧書きの関係がどうなっているのかが分かり難い。それから、最初に(施策)、(教育・啓発)、(相談・支援)とあるが、ここで言う(施策)は、どういう意味を持つのか。教育・啓発でも行政が中心になってやっているものは施策ではないのか。相談、支援も施策の一環としてやっているのではないのか。言葉遣いを含めて、整理の仕方がすっきりしないという気がする。

事務局：(施策)としているのを「制度」という言い方にすると、違いが分かるかもしれない。市は(教育・啓発)もするし、個別の制度を設けて困っている方を少しでも良い状態にもっていく。それから相談を受けて、救済もする。相談を受けたことをベースに、また制度を改善していく。そういうことに繋がっていくと思っている。確かに、施策とすると(教育・啓発)も施策だとなってしまう。

会長：趣旨はなんとなく分かるが、言葉だけを見るとどういう分類にしているのかが分かりづらい。「制度の整備」等に置き換えれば、まだ分かると思う。(施策)として最初にあがっているいくつかの項目は、枠組みを作るとかシステムを整備するとか、そういうことに関わるものだと思う。その次の(教育・啓発)(相談・支援)は、そういう枠組みの中で具体的にこういう活動をする、だから最初に基盤をしっかり整えないといけないという意味で(施策)がきている。ここは(施策)という言葉を使わないほうが良い。

委員：同じ文言であがっているものがある。もう少し整理しないとイケない。

事務局：順番も63ページでは(施策)、(教育・啓発)、(相談・支援)となっているが、大きな流れでいくと(教育・啓発)が最初で(相談)は2番目、それから(施策)だと思う。

委員：こういうことをやるために、具体的にこういう教育や啓発、相談に取り組んでいきますというまとめ方なら分かり易い。

委員：システムと教育・啓発は両輪である。関連だが、62ページに市の相談窓口の一覧があるが、例えば外国人の窓口がないので、そこも確認してほ

しい。総合的にするということであれば、そういうことが分かるように書いておいてもらいたい。

委員：関連してだが、「具体的な取組」の中で「相談と支援体制」がある。市の相談窓口について担当課をあげているが、例えば同和問題や外国人の人権については地域総合センターや公民館等、具体的な場所をあげている。課で相談対応しているところは、もう少し具体的に室や施設について出した方がいいのではないか。

事務局：課や機関として対応しているところまでは書ききれていないのが現状である。相談窓口については実際には色々な窓口がある。市の人権総合計画の中に、現時点の一覧表として記載すべきかも議論いただきたい。

会長：第4章は、人権施策の展開方向という将来のことを言っているのに、ここだけ現状を書いている。

委員：記載の必要はない。

会長：(3)でいきなり「女性の人権」とくるが、ここから先が全部箇条書きで項目出しだけなので、(3)「分野別施策の推進」の後に、これから述べることの説明を文章で書いて欲しい。

事務局：項目立てとして一度ご確認いただいて、体裁は整えたい。例えば(3)「分野別施策の推進」としているが、これも「施策」となっているので、例えば「分野別の取組」という形で、各分野に対する事業・制度や教育・啓発、窓口とすれば、分かり易いのではないか。再度検討したい。

会長：各分野、人権の種類ごとに項目があがっているが、その中で重要なものが抜けているのではないか、といった点でご指摘をお願いしたい。

委員：「高齢者の人権」のところで高齢者そのものの大変さも若い人には分かり難いと思うので、高齢者についての理解も大事だと思う。その下の「高齢者課題の教材化」の意味が分かり難い。

事務局：「高齢者課題の教材化」は、異質な感がある。高齢者を理解するための教育に繋げる教材はどんなものかを踏まえた上で、作っていく必要があるということである。再度整理したい。

会長：そういう意味では、高齢者全般に対する理解を高める啓発というのがバランス的には良いと思う。「教材化」というのは手法のレベルになる。ご指摘の趣旨は入っているので、表現の工夫をお願いしたい。

委員：余暇活動への支援ということが昔から言われている。障がい者の生活支援と言ってしまうと、生活を援助する意味になるが、余暇活動の支援がある。外国籍の保護者・子どもの週末の余暇活動が孤立している現状がある。あと、高齢者を介護されている方にも同じことが言える。そういうことがどこかに書き込めればと思う。

事務局：例えば64ページの「高齢者の人権」施策の上から5点目、当事者ではなく介護者への支援となっている。

委員：高齢者側からすれば、居場所や生きがい作りがここに含まれているといいと思った。1日が充実していることも、その人の人権だと思う。

会長：かなり色々なものが網羅的に並んでいるので、だいたいカバーできるとは思うが、お気付きの中でこれが弱い、或いは抜けていることがあれば、

後日でも結構なので事務局に情報を提供していただきたい。

⑤第4章 人権施策の展開方向

1. 基本理念（案）について

会 長：会議の時間が長くなっているので、事務局の説明までとし議論は次回としたい。

事務局：計画書素案 54 ページ、参考資料より説明

会 長：キャッチフレーズや基本理念については、言葉遣いを含めてお考えがあるところだと思う。今の説明を念頭にお考えをまとめていただき、具体的な議論は次回としたい。

3. その他

(1) 意見聴取について

事務局：今回、審議していただけなかった部分は、10月13日までに意見提案書でご意見をいただきたい。

(2) 次回審議会の開催時期について

11月10日（木）午後2時から

4. 閉会あいさつ 西村泰雄副会長